（届出日から起算して一月以内に提出することが困難である書類等）

**第二百八条の三**　令第十七条の二の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、第二百八条の五第二号に掲げる様式に定める事項を記載した書類とする。

2　親会社（法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。以下この節において同じ。）が外国会社である特別金融商品取引業者は、令第十七条の二の三第一項ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　登録年月日及び登録番号

三　当該親会社の商号又は名称

四　令第十七条の二の三第一項に規定する書類の提出に関し当該承認を受けようとする期間

五　届出日（法第五十七条の二第二項に規定する届出日をいう。以下この節において同じ。）

六　令第十七条の二の三第一項に規定する書類の提出に関し当該承認を必要とする理由

3　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該親会社の定款又はこれに代わる書面

二　前項第六号の理由が当該親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

三　前項第六号の理由が当該親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合以外の場合には、当該理由を証する書面

4　金融庁長官は、第二項の承認の申請があった場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、届出日から起算して三月以内に令第十七条の二の三第一項に規定する書類を提出することができないと認められるときは、同項ただし書の承認をするものとする。

（親会社に係る記載事項）

**第二百八条の四**　法第五十七条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　資本金の額又は出資の総額

二　本店又は主たる事務所（外国会社にあっては、国内に事務所があるときは、国内における主たる事務所を含む。）の名称及び所在地

三　事業の内容

（親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況を記載した書類）

**第二百八条の五**　法第五十七条の二第二項第二号に掲げる書類は、次に掲げる様式に定める事項を記載して作成するものとする。

一　別紙様式第十七号の二

二　別紙様式第十七号の三

（経営管理又は資金調達に関する支援の内容及び方法を記載した書類）

**第二百八条の六**　法第五十七条の二第二項第四号に掲げる書類は、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。

一　経営管理の内容及び方法として次に掲げる事項

イ　経理管理を行っている親会社の商号又は名称

ロ　経営管理の方法

ハ　経営管理に係る体制

ニ　当該親会社の役員又は使用人が当該特別金融商品取引業者の役員を兼ねるときは、その氏名並びに当該親会社及び当該特別金融商品取引業者における役職名及び就任年月日

二　資金調達に関する支援の内容及び方法として次に掲げる事項

イ　資金調達に関する支援の方針及び方法

ロ　資金調達に関する支援の実施基準

（届出日以後親会社があることとなった日から起算して一月以内に提出することが困難である書類等）

**第二百八条の七**　第二百八条の三第一項の規定は令第十七条の二の三第二項に規定する内閣府令で定めるものについて、第二百八条の三第二項から第四項までの規定は親会社が外国会社である特別金融商品取引業者が令第十七条の二の三第二項ただし書の承認を受けようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二百八条の三第二項第五号中「同じ。」とあるのは「同じ。）以後親会社があることとなった日」と、同条第四項中「届出日」とあるのは「届出日以後親会社があることとなった日」と読み替えるものとする。

（親会社に係る書類の変更の届出を要しないもの）

**第二百八条の八**　法第五十七条の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、同条第二項第三号及び第四号に掲げる書類とする。

（親会社に係る書類の変更の届出）

**第二百八条の九**　法第五十七条の二第四項の規定により届出を行う特別金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、同条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる書類（内容に変更のあるものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況を記載した書類等）

**第二百八条の十**　法第五十七条の二第五項に規定する書類は、次に掲げる様式に定める事項を記載して作成するものとする。

一　別紙様式第十七号の二

二　別紙様式第十七号の三

2　法第五十七条の二第五項に規定する内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式に定める事項を記載した書類とする。

（四半期経過後一月以内に提出することが困難である書類等）

**第二百八条の十一**　令第十七条の二の三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、前条第一項第二号に掲げる様式に定める事項を記載した書類とする。

2　親会社が外国会社である特別金融商品取引業者は、令第十七条の二の三第三項ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　登録年月日及び登録番号

三　当該親会社の商号又は名称

四　令第十七条の二の三第三項に規定する書類の提出に関し当該承認を受けようとする期間

五　令第十七条の二の三第三項に規定する書類の提出に関し当該承認を必要とする理由

3　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該親会社の定款又はこれに代わる書面

二　前項第五号の理由が当該親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

三　前項第五号の理由が当該親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合以外の場合には、当該理由を証する書面